

平成30年度 市原市

仕事と子育て両立支援 推進企業を募集しています

市原市では、社会全体で子育てを支援する環境づくりへの意識の醸成を図るため、市原市に事業所又は事務所を置く法人を対象として、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる企業等を募集し、顕彰します。

★顕彰企業等の取り組みについては、広報いちほらや市のウェブサイトで紹介します。

【平成29年度顕彰企業】日立化成株式会社五井事業所

《 応募要領 》

◆ 応募対象となる企業

市原市内に事業所または事務所をおく法人（市税を滞納していないこと）。

◆ 選考の基準

仕事と子育てを両立できる制度が導入されており、次に掲げるような取り組みを積極的に行い、成果をあげている企業等

1. 妊娠中及び出産後における配慮
2. 男性の子育て目的の休暇の取得促進
3. より利用しやすい育児休業制度の実施
4. 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
5. 子育てをしつつ活躍する女性労働者を増やすための環境の整備
6. 短時間勤務制度等の実施
7. 事業所内保育施設の設置及び運営
8. 子育てサービスの費用の援助の措置の実施
9. 子どもの看護のための休暇の措置の実施
10. 職務や勤務地等の限定制度の実施
11. 諸制度の周知
12. 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施
13. その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施



※上記の取り組みについては、従業員数100名以下の企業は2項目以上、101～300名の企業は4項目以上、301名以上の企業は5項目以上が必要です。

いちはらっこを優しく育む、みんなの笑顔が輝くまち

◆ 選考及び表彰

応募をいただいた企業等の中から、3者以内で選考し表彰します。

◆ 応募締切

平成30年12月14日（金）※消印有効

◆ 応募方法

顕彰を受けようとする企業等または顕彰に該当すると認められる企業等を推薦しようとする者（法人に限る。）は、次の書類を記入し必要書類を添付して、郵送又は持参により提出してください。

- (1) 市原市仕事と子育て両立支援推進企業等顕彰事業応募（推薦）申込書（第1号様式）
- (2) 仕事と子育て両立支援事業取組状況調書（第2号様式）

※第1号様式及び第2号様式は、市原市ウェブサイトからダウンロードできます。

◆ 提出先及び問い合わせ先

市原市役所 子ども未来部 子ども福祉課 企画調整係

〒290-8501

市原市国分寺台中央1-1-1

電話：0436-22-1111（内線5162）

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/kosodate/kodosatesien/kodomonikannsursusi/sigotokosodatebosyu.html>

